

町及び字の区域並びにその名称の変更について

町分18地割地内の一部区域における住居表示実施に伴い、町及び字の区域並びにその名称を変更するもの。

※6月議会では住居表示に関する法律第3条第1項に基づく実施区域決定の議決を行ったもの。
9月議会では地方自治法第260条第1項に基づく町及び字の区域の変更の議決を求めるもの。

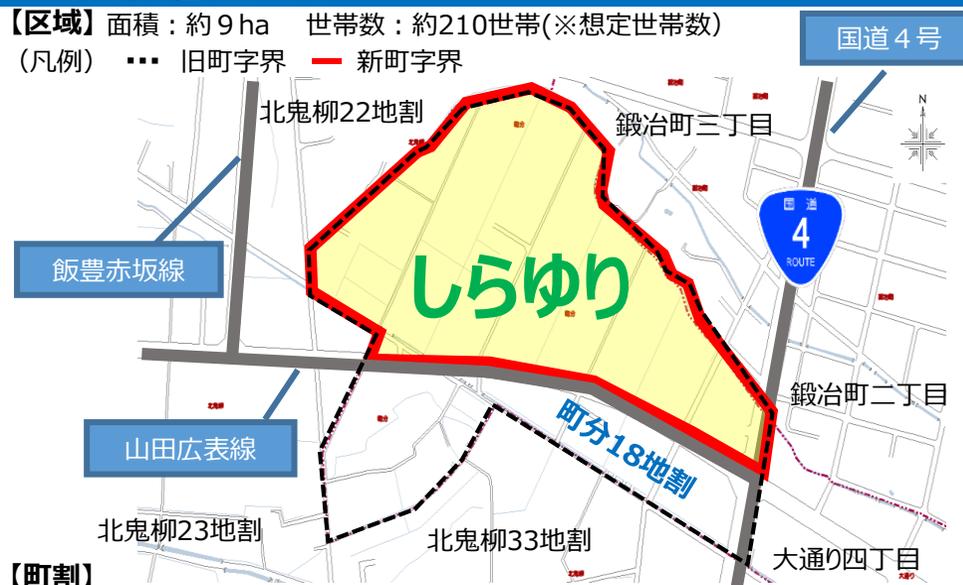
1 事業経過

令和4年 5月27日	議会全員協議会（住居表示を実施する区域及び方法について）
6月 9日	議案提出（同上）
	【住居表示法第3条第1項】…原案のとおり議決
7月13日	審議会③（町割、町名の諮問）…原案のとおり承認
7月15日	告示（町及び字の区域並びにその名称の変更について）
	【住居表示法第5条の2】…30日間公示し、住民からの変更請求なし

2 変更する区域について

【区域】面積：約9ha 世帯数：約210世帯（※想定世帯数）

（凡例）… 旧町字界 — 新町字界



【町割】

実施区域一体で1つの町割とする。

…すでに住居表示を実施している区域の平均世帯数及び平均面積と同程度の数であるため区域一体として1つの町割とする。

項目	世帯数（世帯）	面積（ha）
既整備区域平均（※1）	216	10.4
当該区域	210（※2）	9.0

※1 北工業団地及び流通センターを除く

※2 予測世帯数（新規約190区画＋既存20棟）

3 変更する名称について

「しらゆり」を採用するもの。

※ひらがな標記、しらゆり「町」、丁目は付けない。

① 地域の意見

- 本地区の町名については公募は行わないこととし、地域から採用したい名称を挙げていただき、その後市で町名（案）を決定することとしていた。
- 令和4年6月12日に当該地域の町名における意見集約会が開催され、従来の住民＋新規の住民も参加し全体で約25名の住民が参加。

当該地域は新しくできた住宅街であり、既存の町名（鍛冶町など）ではなく新しいイメージを町名に取り入れたい。そのため、北上市の花として指定されており、発展を象徴する「しらゆり」を町名に採用したいという意見が出され、多数の住民が賛同したことから、地域の意見がまとまった。

② 採用理由

地域からの意見を踏まえて、街区方式による住居表示の実施基準（自治省告示第125号）に基づき、市では以下の事項について確認した。

No.	確認事項	確認結果
1	同一又は類似の名称が存在していないか？	同一または類似の名称なし。
2	町名は読みやすく簡明か？	ひらがな標記で読みやすく簡明である。
3	北上市の花鳥木は適用可能か？	「さくら通り」で北上市の木である桜を採用した実績があるため、適用可能。
4	その他、従来の町の名称は？	「町分」と「山田」の2つが当該地の従来の字名であるが、同一地名が存在する。

上記の4点より、「しらゆり」は町名として適当であると認められることから、新町名として提案するものである。

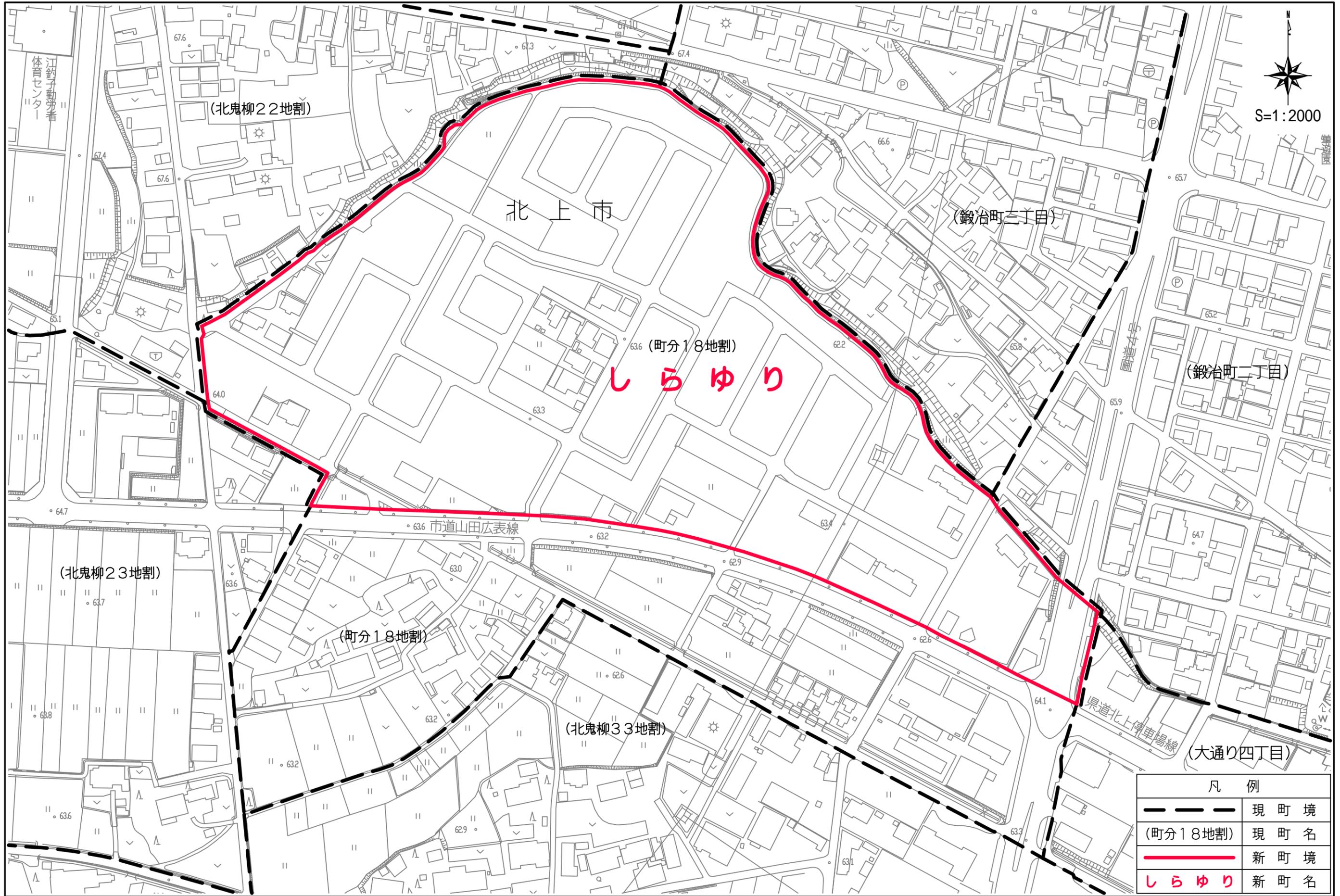
4 実施スケジュール

令和4年 8月	議会全員協議会、庁議
9月	議案提出（町及び字の区域並びにその名称の変更について）
	【地方自治法第260条第1項】
10月	住所変更手続きに係る住民説明会
12月	告示（街区の区域及びその符号の変更について）
	【住居表示法第3条第3項】
	町名変更に係る所要の条例・規則改正

令和5年 2月1日 住居表示実施

別図

町の区域及び名称変更図



S=1:2000

